

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
8,150件	3,868件	2,844件 (121件)	33件 (7件)	5件

(注1) 調査着手，立入検査及び指導の各件数は，公正取引委員会及び中小企業庁の合算。

(注2) 転嫁拒否行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(注3) 括弧内は，大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。

(注4) 勧告は，公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	95件	3件	98件
買ったたき (注5)	2,484件	33件	2,517件
役務利用・ 利益提供の要請	72件	0件	72件
本体価格での 交渉の拒否	253件	0件	253件
合計(注6)	2,904件	36件	2,940件

(注5) 買ったたきの勧告及び指導件数には，平成26年3月31日以前に減額行為があり，同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注6) 事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表1及び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	325件	2件	327件
製造業	732件	1件	733件
情報通信業	343件	2件	345件
運輸業（道路貨物 運送業等）	209件	1件	210件
卸売業	205件	1件	206件
小売業	254件	7件	261件
不動産業	92件	6件	98件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	192件	0件	192件
学校教育・教育支 援業	58件	2件	60件
その他(注8)	434件	11件	445件
合計	2,844件	33件	2,877件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等），医療福祉等である。